

(仮称) 富田林市文化財保存活用地域計画の
策定にあたって



旧杉山家住宅（国重要文化財）

文化財保存活用地域計画とは

平成30（2018）年の文化財保護法の改定において新たに制度化された、市町村（単独または複数）が定めるもので、地域に所在する文化財の総合的な保存・活用に関して、目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した基本的なアクションプラン。

2007年に文化庁が提唱した「歴史文化基本構想」（これまで、全国で120の地域が策定）の法定化ともいえる。

市町村（単独または共同）は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を策定し、文化庁長官の認定を申請できる。

文化財保護法への記載事項は、

- ①文化財保存・活用に関する基本的方針
- ②文化財保存・活用を図るために市町村が講ずる措置内容
- ③文化財を把握するための調査に関する事項
- ④計画期間
- ⑤その他（文化財保存活用の推進体制など）

文化財保存活用地域計画の策定手続き

計画の策定・変更や計画に実施に係る連絡調整のために協議会を設置し、多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。

協議会の構成は

- ・府、市町村の関連部局、文化財保存活用支援団体（必要的構成員）
- ・文化財の所有者、学識経験者、商工・観光関係団体など（市町村の判断）

また、文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、住民意見などの反映に努めることが必要。

文化庁長官の認定を受けるための基準

- 1) 地域計画の実施が文化財の保存活用に寄与すると認められること。
 - ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれている
 - ・文化財の保存・活用に寄与することが合理的に説明されている
- 2) 実施すべき措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - ・実施主体が特定されている（特定される見込みが高い）
 - ・実施スケジュールが明確
- 3) 府の大綱に照らして適切なものであること。

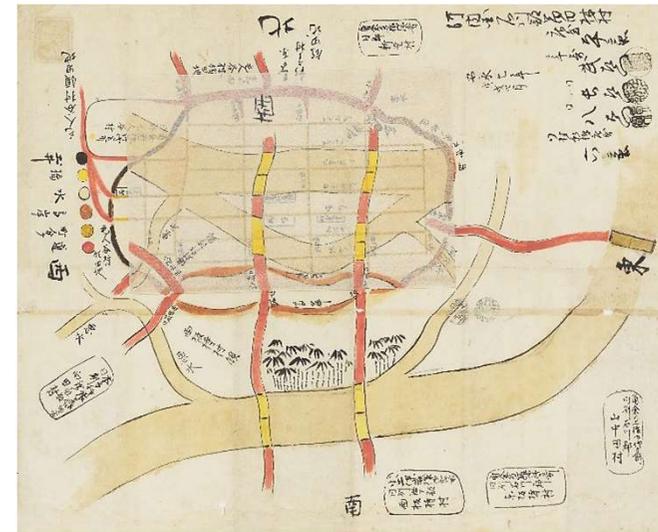
認定を受けた場合の効果

明文化されたもの

- 1) 国の登録文化財とすべき物件を提案できる。
- 2) 文化庁長官の権限に属する事務の一部を、認定市町村で実施できる。
(ただし町村が主な対象)

明文化されていないが効果が期待できること

- 3) 自治体、市民、企業、団体が連携して文化財の継承に積極的に取り組む
- 4) 未指定を含む新たな文化財の掘り起こし
- 5) 補助金の優先的採択や補助率のかさ上げなど (次ページ)



安永七年富田林村絵図 (市指定文化財)

保存活用地域計画と財源の確保

○地域文化財総合活用推進事業

市が文化財保存活用地域計画を作成するために必要な経費に対する補助

【補助事業者】市町村（複数の市町村で連携して作成することも可）

○文化財保存活用地域計画を作成している場合に補助率加算

- ・観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）

観光拠点の核になる重要文化財建造物等の活用整備・美観向上等、創意工夫に基づく特色ある取り組みに対する補助

【補助事業者】所有者、文化財の管理団体となる市町村等

○文化財保存活用地域計画を作成済の場合申請が可能

- ・地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）

地域のシンボルとなっている国登録文化財の機能維持（修理、整備）に対する補助

【補助事業者】文化財保存活用地域計画を作成済の市町村

○文化財を活用した地方創生推進交付金の適用要件の弾力化

（申請事業数の上限目安を超える申請を可能にするなど）

○新たな特別交付税措置

文化財保存活用地域計画に基づき実施する活用事業（国庫補助事業、地方単独事業）に要する経費（ソフト事業）について、新たに特別交付税措置を講ずる。

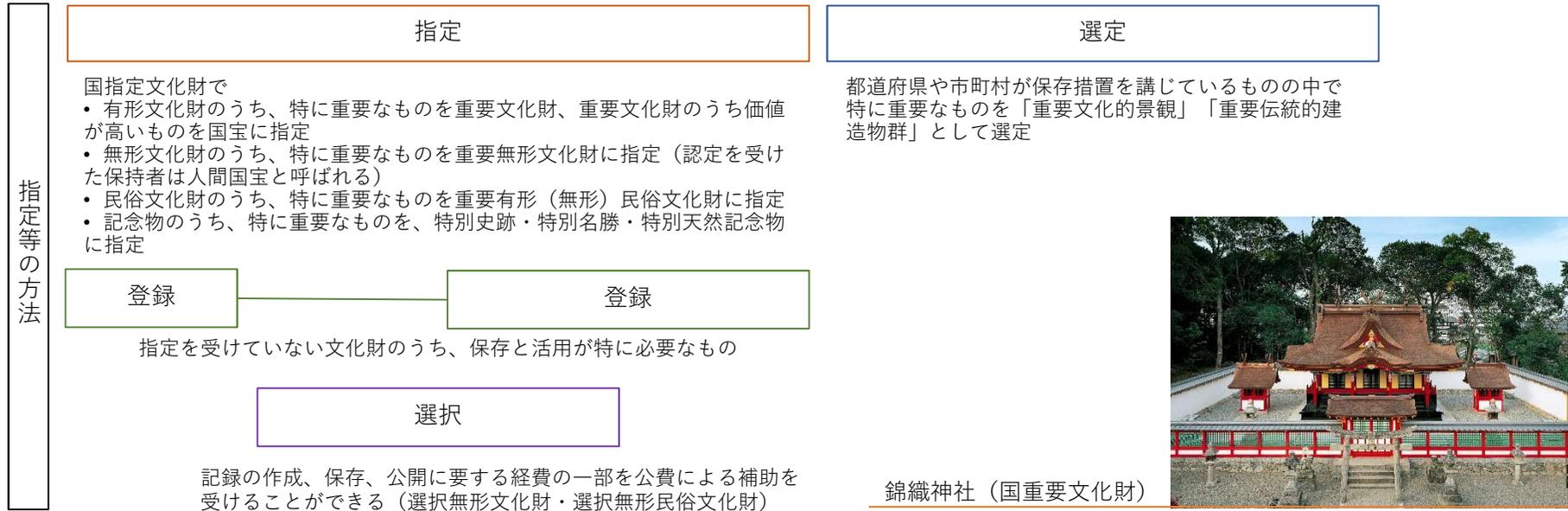
【対象】自治体が自ら実施する事業や所有者等への支援事業に対する新たな特別交付税措置

対象となる事業の例

文化財等の公開、情報発信（映像・パンフレットなどの作成、展示解説のユニバーサルデザイン化など）、多言語化、普及啓発（発表会・展覧会・ワークショップ・シンポジウムの実施など）、外部人材の活用・人材育成など

文化財の分類・体系

	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	文化的景観	伝統的建造物群	文化財保存技術	埋蔵文化財
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■建造物 神社・仏閣・城郭・住宅・近代建築など ■美術工芸品 絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書など ■考古資料 ■歴史資料など 	演劇・音楽・工芸技術など	<ul style="list-style-type: none"> ■無形民俗文化財 衣食住・生業・信仰・年中行事に関する風俗習慣・民俗芸能・民俗技術など ■有形民俗文化財 無形民俗文化財に用いられる衣服・器具・家屋など 	<ul style="list-style-type: none"> ■史跡 貝塚・古墳・都城跡・旧宅など ■名勝 庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳など ■記念物 動物・植物・地質鉱物など 	地域における人々の生活または生業、地域の風土によって形成された景観地（棚田・里山・用水路など）	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群（宿場町・城下町・農漁村などの町並み、集落）	文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術など	埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地と遺物 全国で約46万か所、富田林市内に約160か所



錦織神社（国重要文化財）

富田林市内の指定等文化財

区分	分野	種別	名称	所在地（所有者）
国指定	有形（重文）	建造物（建築物）	龍泉寺仁王門	大字龍泉（龍泉寺）
国指定	有形（重文）	建造物（建築物）	旧杉山家住宅	富田林町（市）
国指定	有形（重文）	建造物（建築物）	錦織神社	宮甲田町（錦織神社）
国指定	有形（重文）	建造物（建築物）	富田林興正寺別院	富田林町（富田林興正寺別院）
国指定	有形（重文）	美術工芸（彫刻）	瀧谷不動明王寺木造不動明王及二童子立像	大字彼方（瀧谷不動明王寺）
国指定	記念物	史跡	新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳	緑ヶ丘町（府・市） 大字中野（財産区・個人）
国指定	記念物	名勝	龍泉寺庭園	大字龍泉（龍泉寺）
国選定	重要伝統的建造物群	建造物（建築物）	富田林市富田林重要伝統的建造物群保存地区	富田林町・本町
国認定	重要美術品（旧法）	建造物（工作物）	石造十三重塔	東板持町
国登録	有形	建造物（建築物）	葛原家住宅（南葛原家別邸）	常盤町（個人）
国登録	有形	建造物（建築物）	杉田家住宅	本町（個人）
国登録	有形	建造物（建築物）	中内眼科医院	富田林町（個人）
国登録	有形	建造物（建築物）	市立川西小学校教育歴史資料室（旧川西尋常小学校）	新家（市）

区分	分野	種別	名称	所在地（所有者）
国登録	有形	建造物（建築物）	岩根家住宅	五軒家（個人）
国登録	有形	建造物（建築物）	桃花塾本館・教室棟	大字喜志（社福 桃花塾）
国登録	有形	建造物（建築物）	旧田中家住宅	本町（市）
府指定	有形	建造物（建築物）	仲村家住宅	富田林町（個人）
府指定	有形	美術工芸（彫刻）	浄谷寺石造地藏菩薩立像	富田林町（浄谷寺）
府指定	有形	美術工芸（彫刻）	龍泉寺木造金剛力士像	大字龍泉（龍泉寺）
府指定	有形	美術工芸（彫刻）	龍泉寺木造聖徳太子立像	大字龍泉（龍泉寺）
府指定	有形	美術工芸（工芸品）	瀧谷不動明王寺金銅宝珠鈴	大字彼方（瀧谷不動明王寺）
府指定	民俗	有形民俗	西国三十三度行者関係資料	富田林町（浄谷寺） 大字嬉（共有）
府指定	記念物	史跡	東高野街道錦織一里塚	錦織東（市）
府指定	記念物	史跡	水郡邸	甲田（個人）
府指定	記念物	史跡	廿山古墳・二本松古墳	大字廿山（市）
市指定	有形	美術工芸（書跡）	仲村家文書	常盤町（市） 富田林町（個人）
市指定	有形	美術工芸（考古）	廿山南古墳出土遺物	常盤町（市）
市指定	有形	美術工芸（歴史）	富田林寺内町絵図	常盤町（市）

富田林市内の埋蔵文化財包蔵地

(図面左が北)



お亀石古墳 (国指定史跡)



富田林市における文化財をとりまく課題

保存

伝統的な技法や一般的でない材料が用いられるため、維持や修理での負担が大きい
行事や祭礼に関係する人々の高齢化により、担い手となる後継者の確保が難しい
開発や経済活動が文化財に与える影響が少なくない

活用

地域住民や歴史文化に興味や関心がない人々に対して、文化財を理解してもらうための施設や機会が少ない
地域住民の生活と来訪者による観光との両立が難しい（特に寺内町）

制度

調査や保存・活用に必要な、専門的リソースが不足している
文化財保護条例の制定から間もなく、文化財に関する実態把握が十分でない
これまで市が策定した各種計画において、文化財に関する施策や方針の記述が少ない

防災等

近年、自然災害による文化財の被害が増えている
近い将来に発生が予想されている大規模地震への対策が十分でない
建物の老朽化などに伴う火災や、非居住建物での窃盗などの犯罪が危惧される

関連する市の主な計画

総合ビジョン・総合基本計画 2017～2026

過去から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的源を、将来へ継承していくため、市民や団体等との協働による保全活動などに取り組むとともに、身近な緑の維持・管理を進めます。

緑の基本計画 2019～2028

○嶽山・金胎寺山における貴重な自然の保全
○美具久留御魂神社や春日神社などの社寺林の保全
○文化財と一体となった緑の保全と育成

教育大綱 2020～2024

歴史的風土を活かした文化財の保存と活用に努めます。
○本市ならではの歴史的風土や資源を活かし、地域の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用・啓発に努めます。
○郷土の魅力や伝統ある歴史文化について再発見できる機会の充実に努め、次世代に継承できるように取り組みます。
○市民が郷土の魅力を再発見できるよう、関係部局とも連携・協力し郷土資料の活用を図ります。
○全国の重伝建地区がある自治体と相互に連携を図り、町並みの保存や活用・啓発に努めます。

観光ビジョン 2020～2024

○特色を活かした観光コンテンツの開発により、観光ニーズへの対応や満足度の向上をめざします。
○住みよいまちと観光客がたのしめるまちが共存する観光地域づくりを進めます。

都市計画マスタープラン 2019～2029

雄大な金剛・葛城連峰、羽曳野丘陵、石川、富田林寺町等の地域資源を活かしたまちづくりをめざします。

その他

文化芸術振興ビジョン（策定中）、富田林版SDGs取組方針、まち・ひと・しごと創生総合戦略 等

伝統的建造物群保存地区保存計画、今後策定する個別の文化財（新堂廃寺跡など）の保存活用計画などは、保存活用地域計画の下位計画に位置づけられる

富田林市文化財保存活用地域計画策定のねらい



ポイント1 理念と基本的な方針の確認

文化財保存活用の将来像・方向性を提示し、市・地域住民・企業や団体が担うべき役割を確認する



ポイント2 文化財を、グループとして捉え、地域で継承

市内の文化財の地域的な特色を捉え、個々ではなく、関連性・テーマに根差したいくつかの群やストーリーとして提示
地域の歴史文化に根差した地域社会全体での継承を目指す



ポイント3 地域特性を活かした文化財の活用方策を盛り込む

おおむね約10年間の活用方針と具体的な取り組みの策定
SDGs Goal11.「住み続けられるまちづくりを」の達成に向けた取り組み



ポイント4 文化財への理解増進と担い手の確保・体制構築

次世代を担う人々に、文化財の保存・活用への理解や共感を深めてもらうことで、
確実に意義のある継承とともに、担い手の育成や保存・活用の体制の構築を目指す

富田林市文化財保存活用地域計画の内容（仮）

1 計画策定の背景と目的
計画の位置づけ
計画期間
地域計画の対象となる文化財
など

2 市の概要
市の自然・地理的環境
市の歴史的環境
市の社会的環境
など

3 市内の文化財の概要
文化財の特色と現状
文化財の活用の状況
など

4 文化財の保存・活用・継承支援に関する方針
文化財の保存・活用の理念と基本方針
文化財の継承に関する課題
文化財の活用に関する課題
など

5 関連文化財群の設定と内容
関連文化財群の設定
関連文化財群のストーリーと構成要素
など

6 文化財の保存活用の推進体制と措置
文化財の把握、調査の方針
文化財の保存活用のための推進体制
文化財の保存活用のための措置
など



甘山南古墳出土遺物（市指定文化財）

富田林市文化財保存活用地域計画の策定スケジュール（案）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度	
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～9	10～3
策定協議会の開催	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
文化財情報のリスト化		⇔								
地元意見の収集		⇔								
関連文化財群の検討		⇔								
計画骨子の検討			⇔							
保存活用方針の検討					⇔					
推進体制の検討					⇔					
計画素案の作成・修正					⇔					
パブリックコメント								◆		
地域計画認定申請									◆	
文化庁認定										◆
地域計画の公表										◆

この表には主要な項目のみ掲載しています。スケジュールは現段階での案であり、進捗に応じて適宜修正する場合があります。